

2 主な用語の説明

(1) 工事の種類

総合工事業については、事業所が8月中に行った主たる工事の内容により、電源開発工事、道路工事、港湾・河川工事、鉄道・橋梁工事、不燃建築工事及びその他の工事の6区分に分類している。工事の種類は具体的な判定は、下表の「総合工事業の種類」のとおりであり、次の原則によっている。

ア 主たる工事に附帯して行われる工事、改修工事、復旧工事又は維持工事などは、主たる工事に含めること。

イ 調査月中に同一事業所が異なる工事を2つ以上行っていた場合には、従事する労働者数の多い工事によって区分すること。

総合工事業の種類

工事の種類	工事の内容
電源開発	ア 水力発電施設新設工事 イ 高えん堤新設工事(基礎地盤から堤頂までの高さ20メートル以上のコンクリートえん堤新設工事)
道路	ア 道路の新設に関する建設工事 イ 既設の道路、広場、プラットホームなどの舗装工事 ウ 砂利散布の工事 エ 広場の展圧又は芝張りの工事
港湾・河川	ア 海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の新設工事 イ 運河若しくは水路又はこれらの付属物の建設工事 ウ 海、湖沼又は河川のしゅんせつ、干拓又は埋立ての工事
鉄道・橋梁	ア 鉄道又は軌道の新設に関する建設工事 イ 橋梁の建設工事
不燃建築	ア 鉄骨造り又は鉄骨・鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの家屋の建設工事 イ れんが造り、石造り、ブロック造りなどの家屋の建設工事
その他	上記に掲げられた以外の工事

(2) 企業規模

事業所の属する企業の大きさをその企業に雇用されている全常用労働者数によって示している。

(3) 職種

職種は、労働者の従事する仕事の内容によって決定される。職種とこれに対応する仕事の内容については、巻末の参考資料2「調査対象職種の解説」のとおりであり、職種区分の具体的な判定については、次の原則によっている。

ア 職種は、名称のいかんにとらわれることなく、作業の実態によって分類すること。

イ 1人の労働者の行っている仕事が2つ以上の職種にまたがる場合には、

(ア) 労働者の賃金の決め方が主としてそのうち1つの職種による場合には、その職種に分類すること。

(イ) (ア)で判定困難な場合には、労働時間の長い方の職種に分類すること。

(4) 雇用形態

常用労働者とは、次のいずれかに該当する労働者をいう。

ア 期間を定めず雇用されている労働者

イ 1か月を超える期間を定めて雇用されている労働者

ウ 1か月以内の期間を定めて雇用される労働者又は日々雇用される労働者で、前2か月の各月に18日以上雇用された労働者

日雇労働者とは、1か月以内の期間を定めて雇用される労働者又は日々雇用される労働者で、前2か月のいずれかの月に18日未満雇用された労働者をいう。

(5) 賃金形態

定額制とは、時間給制、日給制、週給制及び月給制などのように、一定の労働時間に対して一定の賃金が支給されるものをいう。

請負制とは、賃金が出来高又は請負(個人請負又は団体請負)で支給されるものをいう。同一人が、ある期間は定額制で、他の期間が請負制で賃金が支給されるような場合には、期間の長い方に区分している。

(6) 通勤・住込

通勤とは、住込以外の場合をいう。

住込とは、名称のいかんを問わず、事業主が現場において提供する宿舎に居住する場合をいい、食事の有無、食事代の有償、無償は問わない。

(7) 実労働日数

実労働日数は、次によっている。

ア たとえ有給であっても、実際に労働しなかった日は、労働日数には含めないこと。

イ 1日のうち1時間以上就業した日は、労働日数に入れ、また、1日のうち何回出勤してもその日の労働日数は、1日と数えること。

ウ 交替制勤務の労働者が交替時に交替せず、引き続いて勤務した場合の日数は、そのまま暦日数を労働日数とすること。

(8) 実労働時間数

調査期間中の残業時間を含めた実際の労働時間数を調査したもので、休憩時間を除き、手待時間は実労働時間としている。

なお、1時間未満の端数については、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てている。

(9) きまって支給する現金給与額

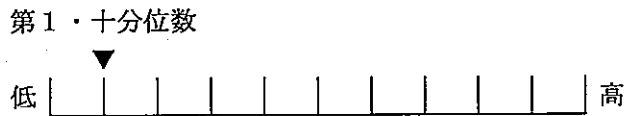
手取りの賃金ではなく、調査期間に支払われた現金の額から所得税、社会保険料などを控除する前のものであり、賞与その他の臨時的給与及び現物給与は含めていない。

(10) 分布特性値

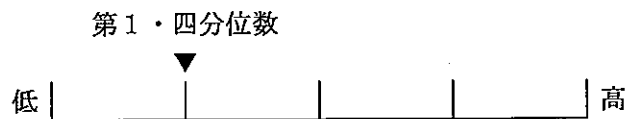
労働者を賃金の低い者から高い者へと、一列に並べてとった分位数及び分散係数のことである。

ア 分位数とは分布の形を示す値である。分位数を図示すれば、次のとおりである。

(ア) 第1・十分位数・・・低い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の賃金。



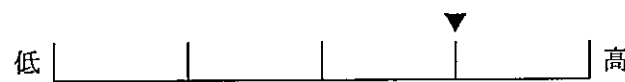
(イ) 第1・四分位数・・・低い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の賃金。



(ウ) 中位数・・・低い方(高い方)から数えて全体の2分の1番目に該当する者の賃金。
中位数



(エ) 第3・四分位数・・・高い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の賃金。
第3・四分位数



(オ) 第9・十分位数・・・高い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の賃金。
第9・十分位数



イ 分散係数は、下記の算式により計算された数値をいい、その値が小さいほど分布の広がり(の程度)が小さいことを示す。

$$(ア) \text{ 四分位分散係数} = \frac{\text{第3・四分位数} - \text{第1・四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

$$(イ) \text{ 十分位分散係数} = \frac{\text{第9・十分位数} - \text{第1・十分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

3 標本設計及び抽出

(1) 母集団

ア 標本設計のための母集団は、最新の事業所・企業統計調査(平成13年)から把握し作成したものである。

イ サンプルフレームは、事業所については、上記母集団事業所に基づいて作成した事業所リスト、労働者については抽出された事業所における労働者名簿、賃金台帳などによっている。

(2) 抽出

ア 抽出方法は、事業所を第1次抽出単位、労働者を第2次抽出単位とする層化二段抽出法としている。

イ 事業所の層化は、産業、都道府県(港湾の場合は港湾別)及び事業所規模別に、労働者の層化は職種別に行い、目標精度は、平均賃金の標本誤差率が5%以内になるように設計している。

ウ 抽出率算定に用いた誤差算式は、次のとおりである。

$$C^2 = \left(\frac{1}{f} - 1 \right) \cdot \frac{C_b^2}{M} + \left(\frac{1}{g_A} - 1 \right) \cdot \frac{C_w^2}{M \cdot f \cdot \bar{N} \cdot \bar{r}_A}$$

C・・・設計単位における目標精度

f・・・事業所抽出率

g_A・・・調査事業所におけるA職種労働者の抽出率

C_b・・・事業所間における職種別平均賃金の変動係数

C_w・・・事業所内における職種別賃金の変動係数

\bar{N} ・・・1事業所当たりの労働者数

\bar{r}_A ・・・A職種の平均構成比率

M・・・母集団事業所数

エ 抽出した事業所数は、約1万7千事業所(建設業約1万6千、港湾運送関係事業約1千)、抽出した労働者数は、約10万2千人(建設業約8万9千人、港湾運送関係事業約1万3千人)であった。

(3) 推計

ア 推計労働者数は、各調査労働者数に復元倍率(事業所の抽出率の逆数×調査事業所における労働者の抽出率の逆数)を乗じたものの総和である。

イ 「1人1日平均きまって支給する現金給与額」及び「1人1日平均実労働時間数」は、次の算式により推計している。

$$\left[\begin{array}{l} \text{各調査労働者の「1日平均きまって支給} \\ \text{する現金給与額」(「実労働時間数」)に} \\ \text{復元倍率を乗じたものの総和} \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{l} \text{推 計} \\ \text{勞 働} \\ \text{者 数} \end{array} \right]$$

ウ 「1人1か月平均実労働日数」は次の算式により推計している。

$$\left[\begin{array}{l} \text{各調査労働者の「実労働} \\ \text{日数」に復元倍率を乗じ} \\ \text{たものの総和} \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{l} \text{推 計} \\ \text{勞 働} \\ \text{者 数} \end{array} \right]$$

(4) 達成精度

達成精度は、副標本方式に基づき、次式によって算出したものである。

$$C_x = \frac{1}{\sqrt{k}} \sqrt{\frac{1}{k-1} \sum_{i=1}^k (x_i - \bar{x})^2} \cdot \frac{1}{\bar{x}} \times 100$$

C_x・・・標本誤差率

\bar{x}_i ・・・副標本ごとの平均値

k・・・副標本の数(=5)

\bar{x} ・・・全標本についての平均値

なお、産業及び職種別にみた1人1日平均きまって支給する現金給与額の誤差率は次のとおりである。

産業及び職種別1人1日平均きまって支給する現金給与額の誤差率

建設業

職 種	誤 差 率 (%)
調 査 職 種 計	0.2
土 工	0.2
重 作 業 員	0.9
軽 作 業 員(男)	0.8
軽 作 業 員(女)	0.5
技 能 職 種 計	0.2
大 と び 工	0.4
石 工	1.1
左 官	3.3
電 気 工	0.5
配 管 工	0.3
塗 装 工	0.6
貨 物 自 動 車 運 転 者	0.4
板 金 工	0.6
溶 接 工	0.9
機 械 運 転 工	0.7
鉄 筋 工	0.3
鉄 骨 工	0.7
掘 削 ・ 発 破 工	0.6
タイル張工・れんが積工	0.7
は つ り 工	0.8
型 枠 工	0.5
建 具 工	2.3
屋 根 ふ き 工	0.8
潜 函 土 工	6.7
ポ ー リ ン グ 工	2.2
職 長	0.2
各 種 見 習	1.0

(注) 調査職種計は27職種計、技能職種計は21職種計である。

港湾運送関係事業

職 種	誤 差 率 (%)
調 査 職 種 計	0.2
ウ イ ン チ マ ン	0.5
デ ッ キ マ ン	0.7
船 内 荷 役 作 業 員	0.4
沿 岸 荷 役 作 業 員	0.4
陸 上 荷 役 作 業 員	0.5
は し け 長	2.8
検 数 員	0.4
雑 役	2.9

4 結果利用上の注意

- 本調査は、標本調査であるので、調査労働者数の極めて少ない場合の平均賃金は、目標精度に達しないことがある。統計表中の1人1日平均きまって支給する現金給与額の前頭に「*」印が付してあるものは、調査労働者数が少ない(10人未満)場合であり、利用に際しては、特に注意を要する。
同様に「x」は、調査労働者数が少ないため、表章することが不適当な場合である。
- 1人1日平均きまって支給する現金給与額は、10円未満を四捨五入して表示している。また、推計労働者数は、10人未満を四捨五入して十人単位で表示している。したがって、合計欄の数字は、その内訳を合算したものと必ずしも一致しない。また、1人以上4人以下の労働者数は「0」と表示している。
「-」は、該当労働者がいなかったことを示している。
- この調査は、平成16年8月末日在籍の労働者について、調査事業所における月間労働日数を調査している。短期間雇用者及び8月中に新たに当該事業所に雇用された労働者については、その事業所に雇用される以前の就業日数を算入していない。
- 「5 集計事項(クロス)一覧表」のうち、本報告書未掲載事項の利用については、厚生労働省大臣官房統計情報部賃金福祉統計課へ照会されたい。
- 建設業の職種別統計表における職種区分について、(「II 調査結果の概要」第1表等を参照)
① 「軽作業員」については男女別に区分し、「軽作業員(男)」及び「軽作業員(女)」として表示している。
② 土工、重作業員、軽作業員(男)及び軽作業員(女)の4職種を「一般職種」、これら以外の調査職種のうち職長と各種見習を除く大工、とび工等21職種を「技能職種」と呼んでいる。
③ また、労働者数の多い土工、軽作業員(男)、軽作業員(女)、大工、とび工、左官、電気工、配管工、塗装工、貨物自動車運転者、溶接工、機械運転工、鉄筋工、型枠工の14職種を「主要職種」と呼んでいる。